

# 学校の施設を利用するみなさまへ

令和5年5月8日

令和5年5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類感染症に移行することに伴い、学校施設利用の一部見直しを行います。

## 1 施設利用について

感染状況が落ち着いている平時においては、一律での感染症対策は求めませんが、引き続き、「換気の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「咳エチケット」等、基本的な感染対策をお願いします。

## 2 消毒作業の終了及び「消毒実施チェックリスト」の廃止

各利用団体に依頼していた消毒作業は終了とします。これに伴い、施設に掲示していた「消毒実施チェックリスト」は廃止とします。

## 3 感染流行時の対応

地域や学校において感染が流行している場合などには、マスクの取扱いや身体的距離の確保、活動場面に応じた対策を講じる場合がありますので、ご協力をお願いします。